

# 木くばり



No.  
174

発行

'19-1・2月号

株式会社 ナガイ内

住まい教室 金谷教室

## 今月の課題 木の性質

**Q. 木は「生きている」「呼吸している」といわれるのはなぜでしょう。**

**A. 調湿機能を指して表現する言葉とされます。**

樹木が長く、太くなるのは、樹木の先端部分である成長点と樹木の樹皮側の最外部である形成層が外側に向かって細胞分裂を繰り返したあと、辺材より内側の細胞が順次生命活動を停止していき、それが蓄積されて芯材になっていくからです。もちろん切られてしまえば、その生きていた細胞もすべて生命活動を停止してしまいます。

ただ「生きている」にはもうひとつ「生命があるもののように作用している」という意味があります。よく聞くのは「木は呼吸している」という言い方です。おそらく、木材の持つ調湿機能つまり木材が空気中の水分を吸ったり吐いたりしている「吸放湿性」のことを表現しようとしていると思います。呼吸しているようにも見える「調湿機能」は、木材が十分乾燥したとき、初めて発揮されるのです。

また、木材が割れたり狂ったり、あるいは縮んだりすることを「木は生き物だから」という人もいます。これも木材中に含まれる水分の状態が変化するために起こる現象です。確かに、「木はもともと生きていた」というのは事実ですが、少し科学的な見方をすれば、その不思議さが理解できると思います。



～木材・木造住宅のQ&Aより～

# 10月1日から消費税が8%から10%に上がる予定です

2019年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられる予定です。リフォームや注文住宅を建てる場合、完成までに時間がかかります。そのため工事請負契約の締結時期が重要になります。請負契約を「2019年3月31日」までに締結すれば、引き渡しは2019年10月以降になっても8%が適用されます。また、2019年9月30日までに引き渡しができるれば契約時期に関係なく8%が適用されます。

## ① 次世代住宅ポイント制度を創設予定です

消費税率の引き上げによる新築・リフォームの駆け込み需要と反動減対策として、「次世代住宅ポイント制度」を創設する予定です。消費税率10%で住宅を新築・リフォームする場合、一定の性能を有していれば、様々な商品と交換できるポイントを発行します。新築は1戸あたり上限35万ポイント、リフォームは30万ポイントの発行を予定しています。

## ② 住宅ローン減税の3年間延長

これまで10年間だった控除期間を13年間に3年間延長し、建物購入価格の消費税2%分の範囲で減税する予定です。

## ③ すまい給付金の拡充

現行では収入額が510万円以下の所得層が給付の対象でしたが、消費税引き上げ後は775万円以下に拡充し、給付額も現行425万円以下の場合で30万円が、消費税引き上げ後は450万円以下で50万円に拡充する予定です。

## ④ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置

非課税枠を現行の最大1200万円から最大3000万円に拡充する予定です。適用期間は2021年12月31日まで。

～日本住宅新聞より～